

第 48 回熊本市都市計画審議会議事録

1 案件

<議案>

議案第 48 号の 1

熊本都市計画公園の変更

熊本都市計画公園 8・2・1 花畑公園

議案第 48 号の 2

熊本都市計画火葬場の変更

熊本都市計画火葬場 28 熊本市植木火葬場

<その他>

集落内開発制度の災害リスクへの対応について（報告）

2 審議会の日時及び場所

日時 令和 4 年（2022 年）12 月 26 日（月） 午後 2 時 00 分開会

場所 くまもと県民交流館パレア 10 階 パレアホール

3 委員等

別紙のとおり

4 議事の経過

（1）開会

【事務局】

会議開催前ではございますが、本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に努めて本都市計画審議会を開催したいと考えております。受付時の検温や感染防止チェックリストへのご記入の協力を賜りまして、まずもって感謝いたします。

定刻前ではございますが、資料の確認を始めさせていただきます。お手元、黄色いファイルを開いて頂きますと、右肩の数字で①次第、②配席図、③委員名簿、④議案という順に綴っております。不足などございませんでしょうか。

それでは、定刻になりましたので、只今から第 48 回熊本市都市計画審議会を開催いたします。本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。私、本日の進行を務めます都市政策課の小原でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本審議会でございますが、任期の満了に伴いまして、学識経験者の方及び市民代表の方を改選させていただいております。新任となる方をご紹介します。

熊本大学大学院先端科学研究部教授、円山委員でいらっしゃいます。

熊本市農業委員会会長、福原委員でいらっしゃいます。

審議会の成立要件でございますが、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項に全委員の 2 分の 1 以上と規定しております。本日は代理出席も含めまして 22 名の委員全員にご出席を

いただいております。

次に、審議会の公開についてですが、都市計画審議会運営要綱第9条に基づき、本日の審議は公開としております。

(2) 会長の選挙

【事務局】

続きまして、次第の2 会長の選挙でございます。会長職につきましても任期満了となっておりますので、改めて選挙をお願いするものでございます。会長職は、都市計画審議会条例第4条第1項、並びに同運営要綱第2条第1項により、学識経験者の委員の中から推薦・立候補した委員を候補者とする事となっております。推薦または立候補はございませんでしょうか。

【相藤委員】

相藤です。建築の分野にとどまらず、都市計画についても深い見識をお持ちで、前期で本審議会の職務代理者を務められていた本間先生が適任と考えます。

【事務局】

只今、相藤委員より本間委員の推薦がございましたが、他に推薦、立候補はございませんでしょうか。他にいらっしゃらないようですので、本間委員に都市計画審議会会長をお願いしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員一同】

了承。

【事務局】

それでは本間委員、どうぞよろしく願いいたします。また、本間会長には、会長席の方へお進みいただきまして、ご挨拶を頂戴してもよろしいでしょうか。

【本間会長】

熊本市都市計画審議会の会長に選任されました本間でございます。都市計画は、都市の将来の姿を決めるものであり、都市計画審議会は都市計画法に基づき、都市計画の案について調査・審議するという重要な機関でございます。

これまでに引き続き、委員皆様方とともに、熊本市の発展を見据えて、重責を担っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

どうもありがとうございました。続きまして、職務代理者の指名についてですが、都市計画審議会条例第4条第3項により、会長から職務代理者を指名していただくこととなっておりますので、本間会長から職務代理者の指名をお願いします。

【本間会長】

それでは、会長の職務代理者として、都市計画・交通計画の研究をされている円山委員を指名させていただきます。

【事務局】

それでは、円山委員に会長の職務代理者をお願いいたします。

これより審議に移らせていただきます。本日は、議案が2件、その他報告が1件としております。運営要綱第5条第1項に基づき、この後の進行は本間会長をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

【本間会長】

委員の皆様、本日の審議どうぞよろしくをお願いいたします。まず、運営要綱第10条第3項の議事録の署名については、小葉委員と桑原委員をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

また、本日傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

【事務局】

いらしゃいません。

(3) 議案

【本間会長】

それでは、次第の3議案の審議を始めます。

議案48号の1「熊本都市計画公園の変更 熊本都市計画公園 8・2・1 花畑公園」の議案について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議題48号の1についてご説明いたします。

まず、花畑公園の位置でございますが、中心市街地に位置し、花畑広場の一角をなす公園でございます。花畑公園が位置する桜町・花畑地区におきましては、熊本城と庭つづき『まちの大広間』をデザインコンセプトとして、楽しく歩ける歩行者中心の空間となるよう整備を行っています。その中でも本公園は、大クスを中心とした明るい緑陰の中で、歴史性を感じられる空間としての役割を担っております。

それでは、変更に至った背景でございます。本公園は、戦災復興事業に伴い昭和32年に都市計画決定し、現在の九州財務局から借受けたのちに、都市公園として供用開始しております。一方、公園に隣接する花畑交番においては、地域の安全安心を守る要衝であり、活動拠点としての機能強化に向けた新築整備が予定されているところです。そのような中、周辺施設の配置状況を踏まえますと、公園側への敷地拡張が必要となる中、本来の公園機能は確保できることなどから、区域の一部変更を行うものでございます。また、併せて、区域の境界の整正など、軽微な変更も行います。

ここで、公園に隣接する花畑交番の建替えについてご説明いたします。築後50年を迎える中、新築整備に伴い市民の利便性向上などのため機能強化を図ることとしており、車両の出入りや繁華街等へのアクセス性等の視点から現地での拡張建替えを行うこととしております。下図の黄色着色部が拡張予定地でございます。

次に、公園機能の確保に関してでございます。本公園は、文化遺産・史跡の保護維持と歴史継承を目的とした歴史公園に位置付けています。歴史性を象徴するものとして①大クスについては、今回の変更区域外であり、②記念碑についても、花畑公園再整備時にマイルストーンとして集約していることから、ともに影響はございません。また、③の江戸時代の遺構についてですが、令和元年に埋蔵文化財調査を行っており、埋蔵文化財は確認されず、令和2年8月に熊本市文化財保護委員会に報告し、拡張について了承を得ているところです。

それでは、変更計画書についてご説明いたします。公園の都市計画においては、「種別」、「名称」、「位置」、「面積」、そして図面にて「区域」を定めることとなっております。今回は、まず「位置」について、“中央区”を追加いたします。また、交番敷地の拡張等に伴い、「面積」を0.24haに変更し、トイレの広場への集約に伴い、「備考欄」から便益施設を削除いたします。

こちらが新旧対照図となります。廃止区域を黄色、追加区域を赤色としております。黄色が交番拡張部となり、赤色は公園再整備後の形状に合わせるものです。

続きまして、審議の観点について3点ご説明いたします。1点目は、「都市計画変更の必要性に関すること」でございますが、まず、地域の安全安心を守る要衝である花畑交番の新築整備においては、周辺施設の配置状況などから、公園側への敷地拡張が必要となっております。そして、拡張部の調査で埋蔵文化財は確認されず、文化財保護委員会の了承を得る等、本来の公園機能は確保できる状況です。さらに、国と県による交番用地の売買に伴い、国と市との貸借契約が解除されることで、都市公園法第16条第3号に該当し、みだりに廃止してはならないとされている規定の例外にあたります。

次に、2点目「行政機関との調整等に関すること」です。今回、九州財務局や市街地整備課、県都市計画課と協議し、「意見無し」と回答を得ております。

3点目は、「市民及び利害関係人の意見に関すること」です。住民説明会では、都市計画に関する意見が1件、その他の意見が9件ございました。都市計画に関する意見としましては、「花畑交番の面積が現状のおよそ2倍になる理由」を問われ、県警より「バリアフリー化等、市民の利便性向上にも配慮し検討した結果、当該面積が必要である」旨回答されたところです。その他には、「周辺景観に配慮した外観」や「防犯灯」に関するお尋ねに対し、今後詳細設計の中で検討していく旨回答したところです。縦覧については、意見の提出はございませんでした。

最後に、スケジュールについてご説明いたします。9月9日、10日に住民説明会を開催し、その後関係機関と協議を行ったのち、10月17日から31日まで変更案の縦覧を行っています。そして、本日審議会でご審議いただいたのち、2月を目途に都市計画決定の告示を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

【本間会長】

ただいまご説明いただきました 議案 48 号の 1 につきまして、何かご意見やご質問はございませんか。なお、本日は、事業主体の熊本県警察本部からお越しいただいておりますので、事業内容など必要に応じてお答えいただきますようよろしくお願いいたします。

【相藤委員】

警察の方からもおいでになっているということで、教えていただきたいのですが、今は公園からの入口はありませんが、改築した後には公園からも入れるようになっているのでしょうか。

【事務局（県警）】

交番の設計に関してはこれから検討してまいりますので、詳細は未定でございます。入口や駐車場につきましても、市民の方々、交番に来所される方々の利便性を最優先に考えていきたいと思っております。

【桑原委員】

まだ検討中でいらっしゃるかと思えますけれども、広さが倍になるということで、警察官の方々の体制は概算でどの位増えられるのでしょうか。

【事務局（県警）】

人員については、今のところ変更の予定はございませんが、交番の建替にかかわらず、情勢に応じて検討していきます。

【田上委員】

今回の会場の 1 階にも交番がありますが、花畑交番との機能分担について教えていただきたいです。

【事務局（県警）】

パレアの 1 階には手取本町交番が入っております。現在、花畑交番と手取交番の 2 つで熊本市中心部を、管轄を分けて担当しております。その管轄の変更はございませんので、今までどおり地元の方は、身近な交番に行っていただきたいと思います。また、交番駐在所には協議会、地元の住民の方に委員になっていただいておりますが、その方々にも変更はございません。

【本間会長】

建替えは同じ場所に考えているのでしょうか。

【事務局（県警）】

私どもといたしましては、拡張した部分に建物を建てて、前の建物を取り壊すようなことを想定はしておりますが、実際に計画を立てたところで、どのような工事工程になるかは未定でございます。ただ、花畑交番としての機能は損なうことがないようにいたします。

【本間会長】

原則その敷地内で対応をして、警察自体は動かないということですね。

【事務局（県警）】

そのように理解していただいて結構です。

【田上委員】

ここは市民の皆様や観光客の皆様もよく利用される公園ですので、外観に関しては、設計料にデザイン料をプラスするなどといった配慮はありますでしょうか。

【事務局（県警）】

現在のところ、景観に配慮することはもちろん考えておりますけれども、いわゆる斬新なデザインであるとかそういうことを考えているわけではございません。機能的かつ景観に合わせたデザインにしていきたいと思っております。

【本間会長】

他にご質問・ご意見はございませんか。無いようでしたら、原案どおり議決したいと思いますますがよろしいでしょうか。

【委員一同】

了承。

【本間会長】

それでは、議案 48 号の 1 については、原案どおり議決します。

それでは、「熊本都市計画火葬場の変更 28 熊本市植木火葬場」の議案に移りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議題 48 号の 2 についてご説明いたします。

まず、植木火葬場の位置でございます。こちらが、国道 3 号、そして国道 208 号と植木バイパスで、北区役所と舞尾の交差点がこちらになります。火葬場は、舞尾交差点から約 1.2km の市街化調整区域に位置しています。

現地の状況でございますが、①が火葬場の全景です。②が北側から、③が南側から望んだものです。建物としては現在、④の火葬棟と、⑤の待合棟が建っている状況です。

周辺の状況ですが、赤枠が植木火葬場、黄色は住宅等、緑が福祉施設等でございます。周辺は主に畑になっており、そのまわりに住宅等が立地している状況です。

次に、今回の背景でございますが、現在の施設は昭和 56 年に建設され、経年劣化から火葬炉の故障が相次いで発生しており、このままでの長期稼働は困難な状況でございます。そのような中、市の総合計画では、増加傾向にある火葬等の将来需要に対し、安定的供給ができるよう環境整備に取り組むとしており、地元住民からも火葬場の早期改築について要望書が提出されています。そこで、植木火葬場を都市施設として都市計画決定し整備することで、恒久的かつ広域的な火葬サービス等の提供を図るものでございます。

こちらは設備の老朽化の状況でございます。①と②は炉の故障、そして③は炉の耐火物の剥離が進行している様子でございます。

次に、死亡者数と火葬件数の今後の予測に関してですが、棒グラフが死亡者数で、折れ線が火葬件数を表しております。共に今後増加していき令和 47 年にピークを迎える予測

となっております、安定的な稼働のためには必要炉数も 21 炉へ増えていく見込みでございます。

こちらは市内における火葬炉の配置数でございます。現在は熊本市斎場に 15 炉、植木火葬場に 1 炉ございますが、今後、植木火葬場でも広域的に一定の需要が見込まれることに加え、災害時のリスク分散などの観点から、まずは植木火葬場で 3 炉確保し、令和 17 年の必要炉数 18 を確保します。その後、ピークとなる令和 47 年に向けては熊本市斎場で残り 3 炉を確保することとしています。

それでは今回の変更内容です。火葬場については都市計画で、「名称」、「位置」、「面積」、「区域」を定めることとなります。名称は「熊本市植木火葬場」、位置は「北区植木町滴水字迫」、面積は「約 6,300m²」で、備考には建築面積及び火葬炉の数を記載しています。

こちらが計画図となりまして、赤枠が今回の区域でございます。なお予定では、南側からの専用通路を新たに設けるとともに、火葬棟は北側へ、駐車場を南側に設置することとしております。

次にこちらは、生活環境調査についてです。今回、周辺環境への影響把握を可能な限り行うため、任意で生活環境調査を行っております。その結果、下の表に記載のとおり、大気質、騒音、振動、悪臭の 4 項目ともに環境基準等を下回り問題無しとなっております。

続きまして、審議の観点について 3 点ご説明いたします。1 点目は、「都市計画変更の必要性に関すること」でございますが、まず本市の総合計画でも位置付けているように、火葬等の将来需要に対し、安定的に供給できる環境整備に取り組む上で、植木地域を中心に広域的かつ恒久的な火葬サービスを担う本施設は必要不可欠と考えております。また、建築基準法上、火葬場等は、都市の中になくてはならない重要な供給処理施設であると同時に、周辺環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるものであることから、新築等に際し都市施設への位置付けが必要となっております。

次に、2 点目「行政機関との調整等に関すること」です。今回、施設管理者の健康福祉政策課や県都市計画課と協議し、「意見無し」と回答を得ております。

3 点目は、「市民及び利害関係人の意見に関すること」です。住民説明会では、都市計画に関するご意見は特にございませんでしたが、「近隣住民への丁寧な対応」の願いがあり、「今後適宜説明を継続するとともに、火葬場近くの住民に対しては個別対応を検討する」旨回答しております。また、その他「工事期間中の火葬場の稼働状況」や「植木バイパスからの進入路整備」に関するお尋ねがあったところです。縦覧については特に意見書の提出はございませんでした。

最後に、スケジュールについてご説明いたします。9 月 15 日に住民説明会を開催し、関係機関と協議を行ったのち、10 月 17 日から 31 日まで変更案の縦覧を行っております。そして本日、審議会でご審議いただいたのち、2 月を目途に都市計画決定の告示を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

【本間会長】

ただいま、ご説明いただきました 議案 48 号の 2 につきまして、何かご意見やご質問はございませんか。

【本間会長】

現在の火葬場は熊本市民以外の方も利用されているのでしょうか。

【事務局】

一定数、市外からの利用もございます。植木火葬場の場合は、平成 28 年度の実績ですが、山鹿市 7 名、合志市 2 名、菊池市 2 名、ほか 1 名ずつ、合計 14 名の方が火葬場を利用になっています。

【本間会長】

それほど大きい数ではないのでしょうか。

【事務局】

占める割合としては全体 414 名のうちの 14 名ですので、10%にも満たない状況です。

【本間会長】

今後も受け入れるということであれば、先ほどの人口シミュレーションのところで、熊本市以外を見なければいけないのかなと思ったんですが、それを気にするほどの数ではないということですね。

【事務局】

お示した人口シミュレーション死亡数とそれに伴う火葬件数はあくまでも熊本市内での火葬件数と死亡数を表しています。それを何炉の火葬炉で処理するかということについては、熊本市斎場と植木火葬場の合計の炉数で賄うこととしております。利用者の数は圧倒的に熊本市斎場の方が多い状況です。

【本間会長】

はい。ありがとうございます。

【田上委員】

説明のグラフにありますようにこれから多くの人が亡くなる多死社会が到来します。そのために必要な整備をする必要があるのではないかと質問したところですが、十分に対応できる炉数があるから安心してくださいというような内容のお答えだったのですが、今回お尋ねしたいのは、工事しているときに休止するかどうか。また、休止した時に、熊本市斎場で対応できるのかどうか。また、周辺の市町村の協力を得るのかどうか。工事期間中をどのように考えておられるかお尋ねします。

【事務局】

全て新しい建物が竣工しましてから、現建物を取壊す予定ですので、その間滞るようなことはございません。

【田上委員】

それであれば急に影響が無いことはわかりました。また、これだけの広さがあれば、増

築の場合も影響が少ないということで考えていいでしょうね。

【事務局】

増築というのは新築した後に増築ということでしょうか。

【田上委員】

もしもの時に対応できる敷地面積があるのかということです。

【事務局】

火葬炉を3炉にする計画がございますが、特に火葬炉施設を入れる作業のときに、火葬全体が滞る、火葬棟全体に影響を受けるということではございませんので、並行稼働は十分可能と考えております。

【田上委員】

はい。十分に注意の上、工事するようよろしくお願いします。

【相藤委員】

私も現地に行ったことがありまして、とても狭いような気がしました。そこにこれだけのものが建つとどうなるのかなという同じような思いでした。現在は、滴水の方から畑の中を歩いて火葬場に行きます。今回は、植木バイパスの方からも進入路をつくるというようなお話だったのですが、滴水からの既存道路は、もう使わないということになるのでしょうか。

【事務局】

北側から入ってくるルートについてはこれまでどおりといたします。ただし、工事中に工事車両を北側の道に通すことは、大変危険を伴いますので、そのために、敷地内に新たに敷地内道路というものを通しまして、工事車両をそこから通します。さらにバイパスからの入り口ですが、令和7年4月に竣工建物が竣工した後に拡幅工事ができるよう財政局と調節中がございます。まずは、拡幅部分についての測量設計を土木センターの方で実施しているところでございます。お答えとしましては、北側の道は活かします。南側は整備次第、そこがメインルートになってくる可能性がございますということです。

【相藤委員】

既存道路を使用するので新たに土地を購入し新設道路をつくるということではないということですね。

【事務局】

そうです。あくまでも市道の拡幅です。

【本間会長】

他にご質問・ご意見はございませんか。無いようでしたら、原案どおり議決したいと思います。よろしいでしょうか。

【委員一同】

了承。

【本間会長】

それでは、議案 48 号の 2 については、原案どおり議決します。本日の議案は以上 2 件でございます。

(4) その他 (報告)

【本間会長】

それでは、最後に、次第 4 に移りたいと思います。その他報告が 1 件ございます。集落内開発制度の災害リスクへの対応について、事務局より報告願います。

【事務局】

インデックス「その他」をお願いいたします。「集落内開発制度の災害リスクへの対応について」でございます。

まず、1 にこれまでの経緯と取組を記載しております。7 月の本審議会で「同一都市計画区域内で整合を図るため、熊本県の方針を基本とする」と説明し、その後、地域等へ説明、パブリックコメントによる意見聴取を行いました。令和 4 年市議会第 3 回定例会において、附帯決議や地域等の意見を踏まえ、「本市の取り扱い (案)」をご説明したのち、同内容について、10 月から 11 月にかけて、地域等へ再度説明会を実施してまいりました。

2 では 7 月から 8 月にかけて実施した意見聴取の結果を記載しております。令和 7 年までの猶予期間を設けること等のご意見をいただきました。

次に、3 取扱いでございます。段階的な取扱いにより、「法改正の運用」を行うこととします。まず、①の令和 5 年 4 月からは、当該地のハザード情報や避難場所等の情報を書面等で確認することを条件として開発を許可することとします。②の令和 7 年 4 月からは、想定浸水深 3 メートル以上の浸水想定区域については記載しているような安全上、避難上の対策を開発許可の条件とし、土砂災害警戒区域については、指定区域から除外することとしております。

次に、4、10 月から 11 月にかけて実施した意見聴取の結果でございます。(1) 地域での説明会を計 9 回実施し、合計 433 人の方にご参加いただきました。また、(2) として関係団体への説明も行っております。ご意見は記載のとおりで、「補助制度の創設」や「河川等のハード整備も進めるべき」、「取扱いについて早期の周知を」などのご意見等をいただきましたが、法改正や取扱い案の趣旨、開発許可制度等を説明し、概ねの理解をいただいたと考えております。

最後に 5 今後の進め方でございます。本審議会へ報告ののち、1 月から取扱いの公表と周知を図り、令和 5 年 4 月から取扱い①の適用を開始し、令和 7 年 4 月からは取扱い②の適用を開始する予定としております。

説明は、以上でございます。

【本間会長】

それでは、委員の皆様のご御意見、ご質問はございますでしょうか。

【松村委員】

意見聴取状況のところ、災害リスクある区域住んでる人は、命を守るためにどうすればいいのかという意見があったとありますが、これに対してどのような回答したのか教えてください。

【事務局】

災害リスクがあるということで、まずは命を守るために早期の避難をお願いするということを説明させていただきました。危険情報等が出されたときには、早急な避難が必要となるような区域に皆様お住まいであるということをお覚悟していただきたいということをお答えさせていただいたところです。

【松村委員】

それで、納得されたということでしょうか。

【事務局】

納得といたしますか、災害リスクがある区域にお住まいということは理解していただいたと思います。

【松村委員】

補助制度を設けてほしいという意見があったようですが、具体的にはどのような補助制度だったのですか。

【事務局】

現在、土砂災害特別警戒区域からの移転に関する支援制度というのは、熊本県のほうで実施しているところがございますが、それに加えて、かさ上げ等に対する補助制度を設けてほしいというような御意見をいただいたところです。

【松村委員】

それに対する回答としてはどうだったのですか。

【事務局】

現在、災害リスクがある区域に住んでいらっしゃる方に対しては、そのリスクを低減するための措置というものが何か必要ではないかと行政側としても考えておりますので、どのような補助スキームが考えられるのかも含めて、既存住宅に対する補助制度について今後検討していくこととしております。

【松村委員】

補助制度を考えるとということが決まっているということではないのですね。

【事務局】

必要であると認識はしてるのですが、財政的な問題もございます。今回は集落内開発制度指定区域においてですが、市街化区域にも同様な災害リスクがございますので、市域全体でみて、既存住宅に対する支援ができるのかということを総合的に考えていく必要があると考えております。

【松村委員】

とりあえず手遅れにならないようには、重々お願いしたいと思います。検討する検討するで、その間に災害が起きたではどうしようもないと思います。是非、ここで議論したことを議事録に残していただいて、しっかりここで問題提起していることを残していただきたいと思います。

【事務局】

はい。ありがとうございます。

【本間会長】

他にご意見、ご質問はございますか。

【竹内委員】

今の関連なのですが、危機管理防災総室との総合的なリスクの軽減対策ということでしたけれども、危機管理防災総室との連携であるとか、議論はどの程度進んでいるのでしょうか。

【事務局】

今回の取組に関しましては、都市建設局だけではなく、政策局である危機管理防災総室とも連携させていただきながら、議論を進めさせていただいてるところでございます。

【竹内委員】

これは具体的な、いつぐらいにどういう結論を出すというようなスケジュールが明らかになっているのですか。

【事務局】

スケジュールまでは、現時点では詰まっておりませんが、今回の取組に関しましても協議しながら進めているところでございますので、今後とも、災害リスクの周知であったり、今回の規制等の取組をしているというような周知なども含めて連携し取組んでまいります。

【竹内委員】

年明けから周知がされて、運用の適用開始も入ってくる中で、住民の方がどういうソフト対策が可能であるのかということを、現時点一緒に知っていることが大切になりますので、議論していただくのは重要ですが、今回のスケジュールに合わせた形で情報発信をしていただけるようお願いしたいと思います。

あと資料の3のところでは取扱いがありますけれども、開発許可を行うに当たって、開発許可の申請者がハザードを確認するということがありますが、こちらのほうも、ハザードは変化しますし、その避難場所というのも当然変化をしていくものになりますので、開発当時の1回だけの申請確認だけではなくて、定期的に確認をして申請していくような仕組みづくりのほうも一緒に検討いただきたいと思います。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。

【松村委員】

ちょっと意味がわからないところがあるのですが、取扱いの 1 のところで、開発許可に当たって申請者から情報の入手などについて指導し、書面に確認するとなっていますが、誰が何を情報入手して、どういうことを誰が指導して、誰が書面で確認するということなのか教えてください。

【事務局】

今回、実際に住む方と開発許可申請者とが異なってきますのでそこに対してどうするかということがあると思います。開発許可申請者の方が、申請する際に、申請書の書類の中の 1 つとして、開発する予定の場所にどういったハザード情報があるのか、最寄りの避難場所がどういったところにあるか、また、その避難場所が実際に避難できる状態なのかということ等を提出いただき、妥当性を確認いたします。さらに、テレビ、インターネット、防災無線などどういったもので情報を入手するのかなども開発申請者から提出いただき、その提出されたものを最終的にお住まいになられる方に説明するよというようにということを書類の中に付け加えさせていただいて、開発申請者から実際お住まいになるユーザーの方に指導するということが、実際お住まいになる方もハザード情報や避難場所等を認識していただきたいと考えているところです。

【松村委員】

わかりました。そうすると例えば竹内委員がおっしゃったように、年 1 回周知をやってくださいという文言を入れることも可能ということですね。

【事務局】

そのスキームはちょっと検討させていただきます。開発許可が、更新性ではございませんので、ハザード情報が更新された場合にどうするのかということについては、どういったやり方があるのか検討させていただきたいと思います。

【松村委員】

エンドユーザーにお知らせしましたということはどうのように確認するのですか。

【事務局】

現時点では、確認する術はない状況です。

【松村委員】

例えば、そのような書類をとるようにしてくださいという指示をすとか、それを保管するようにしてくださいとすとかはどうでしょうか。

【事務局】

検討させていただきます。

【本間会長】

開発行為をするときには、いろんな条件や情報をやりとりすることができるのですが、圧倒的にこの集落内エリアの中に、既存で住まわれてる方が多いわけで、その方たちも当然危険にさらされるということなんです。開発する時だけ、すごい嚴重にやってもその時の人たちだけになり、更新とか継続っていうのは、多分手続上出来ないの、地域全体で

周知を図っていくことが重要だと思います。開発の時だけの枠組みでなく、地域全体、この集落内開発エリアの危険地域の住民にいかに周知していくのかというところがポイントだと思いますので、そのようなことも合わせてスキームを考えていただきたいと思います。

【本間会長】

他にご意見ございませんか。本件につきましては、事務局は委員の皆様の意見を踏まえて、適切な運用をしていただくように、お願いいたします。よろしく願いいたします。

本日の議案及び報告事項は以上でございます。各委員のおかれましては、熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして本日の審議を終了いたします。

(5) 閉会

【事務局】

委員の皆様には、長時間に亘りご審議いただき大変ありがとうございました。それでは、これをもちまして、第48回熊本市都市計画審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

以上